

警察庁丁保発第159号
令和6年12月19日

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
会長 見上 攻 殿

警察庁生活安全局保安課長

銃砲刀剣類所持等取締法の適切な運用に向けた体制の整備等について（依頼）

貴連合会には、平素から警察行政各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、来年3月までにはハーフライフル銃の規制の強化等を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号。以下「改正銃刀法」という。）が全面施行されますところ、その際には銃腔に占める腔旋の割合が5分の1以上2分の1以下の猟銃が新たにライフル銃に分類されることになるため、猟銃及び替え銃身の仕入れ、販売の際に銃腔に占める腔旋の割合を的確に把握していただく必要があります。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第10条の3の規定による構造や機能を維持することをはじめ、猟銃等の適切な整備が必要不可欠です。

貴連合会におかれましては、傘下の銃砲火薬類販売店に対して、改正銃刀法の施行に備えて、銃腔に占める腔旋の割合に応じた適切な銃種での猟銃及び替え銃身の仕入れ、販売や腔旋を測定する機材の整備の促進を図っていただくとともに、猟銃等所持者から構造・機能及び使用等に関する相談を受理できる体制並びに銃砲に関する専門知識、技術及び経験を有する人材の教育・育成等を目的とした体制の整備・確立を進めてくださいよう、格別の御配慮をお願い申し上げます。

また、取り扱う猟銃等に関して都道府県警察から問い合わせがあった際の適切な対応についても指導していただくよう、お願い申し上げます。

最後に、貴連合会において、上記の依頼に沿った体制整備等が行われた場合には、当課に連絡してくださりますよう、重ねてお願い申し上げます。